

(案)

PCRP31S07-01

鉄道分野に関する適用文書

(第1版)

平成 年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター

目次

序文	3
第 I 部 ISO/IEC Guide 65:1996 における適用	3
1. 適用範囲	3
2. 引用文書	3
3. 定義	3
4. 認証機関	4
5. 認証機関の要員	4
6. 認証要求事項の変更	4
7. 異議申立て、苦情及び紛争	5
8. 認証の申請	5
9. 評価のための準備	5
10. 評価	5
11. 評価報告書	5
12. 認証に関する決定	5
13. サーベイランス	5
14. 適合にかかる権利、認証書及びマークの使用	5
15. 供給者に関する苦情	5
第 II 部 ISO/IEC 17025:2005 における適用	5
1. 適用範囲	5
2. 引用文書	5
3. 用語及び定義	5
4. 管理上の要求事項 4.1 組織 ~ 4.15 マネジメント・レビュー	5
5. 技術的要求事項	5
附則	6

鉄道分野に関する適用文書

序文

この適用文書は、ASNITE 製品認証機関認定において、認定基準の一部として用いるものである。

この適用文書は、ISO/IEC Guide 65 (JIS Q 0065) 及び ISO/IEC Guide 65 (JIS Q 0065) の 4.3 項に基づく ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025) の要求事項に対して、該当する分野に関する具体的に明確化された適用の考え方を示すものとなっている。したがって、この適用文書は一般要求事項の範囲を越えるものを含んでいない。

ASNITE 製品認証機関認定においては、関連する分野の適用文書に適合することが要求される。

備考 ISO/IEC Guide 65 (JIS Q 0065) 及び ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025) との対応を明確にするため、第 I 部及び第 II 部で定める項目番号は、ISO/IEC Guide 65 (JIS Q 0065) 及び ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025) と同一とした。

第 I 部 ISO/IEC Guide 65:1996 における適用

1. 適用範囲

この適用文書は、鉄道分野に関する適用を規定する。

2. 引用文書

ISO/IEC 17025:2005 (JIS Q 17025:2005)	試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項
ISO/IEC Guide 65:1996 (JIS Q 0065:1997)	製品認証機関に対する一般要求事項
IEC 62278:2002	鉄道分野—信頼性、アベイラビリティ、保全性、安全性 (RAMS) の仕様と実証
IEC 62425:2007	鉄道分野—信通信, 信号及び処理システム—信号用の安全関連電子システム
IEC 62279:2002	鉄道分野—通信, 信号及び処理システム—鉄道の制御, 保護システム用ソフトウェア
IEC 62280-1~-2:2002	鉄道分野—通信, 信号処理システム
IEC 62236-1~-5:2008	鉄道分野—電磁両立性
JNRP24	JNLA の試験における測定の不確かさの適用に関する方針
URP23	IAJapan 測定のトレーサビリティに関する方針
URP24	IAJapan 技能試験に関する方針
PCRP32S07	鉄道分野認定区分一覧

3. 定義

この適用文書で用いる主な用語の定義は、ISO/IEC Guide 65 及び ISO/IEC 17025 で定めるものの他、以下による。

RAMS 認定区分	PCRP32S07 に定める認定区分の一つ
EMC 認定区分	PCRP32S07 に定める認定区分の一つ

4. 認証機関

4.1 一般 ～ 4.7 内部監査及びマネジメント・レビュー

「適用文書なし。」

4.8 文書化

4.8.1 c) RAMS 認定区分において、「調達者の要求事項を記載した文書 (IEC 62278 4.5.2 で定める RAMS 仕様)」を外部文書として含むものとする。

4.8.1 e)

RAMS 認定区分及び EMC 認定区分において、申請者及び供給者の権利及び義務を記述しなければならない。この記述は、4.8.1 b) で定める製品認証システムの説明書 (製品認証スキーム説明文書) に含めてもよい。

4.9 記録

4.9.2

認証機関は、RAMS 認定区分又は EMC 認定区分における評価報告及び認証に関する記録について、当該認証が維持されている期間及び認証機関で定めた保管期間の間は、利用できる状態を維持しなければならない。

4.10 機密保持

「適用文書なし。」

5. 認証機関の要員

5.1 一般

「適用文書なし。」

5.2 資格基準

5.2.1

RAMS 認定区分において、認証プロセスに携わる要員は、IEC 62278 に基づく評価能力があることを資格基準として有しなければならない。

EMC 認定区分において、認証プロセスに携わる要員は、IEC 62236 に基づく試験結果の評価能力があることを資格基準として有しなければならない。

5.2.3

RAMS 認定区分における訓練及び経験の要素には、少なくとも以下を含まなければならない。

- ・IEC 62278 に関する知識
- ・鉄道製品又はシステムに関する一つ以上の専門知識。このような知識には、例えば、車両制御、ソフトウェア、EMC、設計、電力システム、信号連動装置、踏切設備等がある。

6. 認証要求事項の変更

「適用文書なし。」

7. 異議申立て、苦情及び紛争
「適用文書なし。」
8. 認証の申請
「適用文書なし。」
9. 評価のための準備
「適用文書なし。」
10. 評価
「適用文書なし。」
11. 評価報告書
「適用文書なし。」
12. 認証に関する決定
「適用文書なし。」
13. サーベイランス
「適用文書なし。」
14. 適合にかかる権利、認証書及びマークの使用
「適用文書なし。」
15. 供給者に関する苦情
「適用文書なし。」

第Ⅱ部 ISO/IEC 17025:2005 における適用

1. 適用範囲
第Ⅰ部に同じ。
2. 引用文書
第Ⅰ部に同じ。
3. 用語及び定義
第Ⅰ部に同じ。
4. 管理上の要求事項 4. 1 組織 ～ 4. 15 マネジメント・レビュー
「適用文書なし。」
5. 技術的要求事項
5. 1 一般
「適用文書なし。」

5.2 要員

5.2.1

EMC 認定区分において、オープンサイトでの試験実施に関する知識及び経験を有すること。

5.3 施設及び環境条件

EMC 認定区分において、「IEC62236-3-1」6.3.1 テストサイト等の試験条件を考慮すること。

5.4 試験・校正の方法及び方法の妥当性確認

5.4.6 測定の不確かさの推定

「JNRP24 JNLA の試験における測定の不確かさの適用に関する方針」を適用する。

5.5 設備

「適用文書なし。」

5.6 測定のトレーサビリティ

「URP23 IAJapan 測定のトレーサビリティに関する方針」を適用する。

5.7 サンプルング

「適用文書なし。」

5.8 試験・校正品目の取扱い

「適用文書なし。」

5.9 試験・校正結果の品質の保証

技能試験については「URP24 IAJapan 技能試験に関する方針」を適用する。

5.10 結果の報告

「適用文書なし。」

附則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。